

(c) 最佳貨銀額。

(d) 工場法扶助規程=依此扶助額。

(e) 其他工場労働者諸規程。

3. 積立會ヲ解散シ積立會ヲ分配ス。

4. 工場法扶助規程=法ニ在リ、支

払ニシテ積立會積立會中ヨリ支給スル

ニシテ實際返還スルコト。

5. 現在、日給額=10割ヲ加ヘ支給スル

諸費用ヲ是割以上ヲ加ヘ支給スルコト。

但シ、現在10割以上ヲ加ヘ支給スルニシテ

分ヲ支給=1割入ルコト。

工場法扶助規程

3. 積立會積立會、返還シ、就其後

後亦法ヲ定メテ30日以内ニ返還スル

4. 積立會基金中ヨリ支給スルコト

5. 尤モ難シ。

但シ、事件解決後、調査ニ為ル

日給及ビ増、變更ヲ施行ス

ルニ。

6. 積立會、全部各人ニ返還スルコト。

6. 就其後1週内以テ返還ス。

但シ、十五日、會社、休業日、十七日

11日、唯當日、支、所以テ、重役

會社、都合上、十四、十六、十八日

支=支給ヲ為スルコト。

7. 承認。

1. 最初、職工側、希望、ヨリ、會社支出

、皆勤費、外、選別者、ノ、徴収ニ

シ、ニ、テ、勉勵者=分配スルコト

中台ニ実行ニテ、素ク、ニ、テ、一般

=希望セバ、以上、ノ、場ニ、テ、果

議ナシ。

8. 解雇者=11、下ノ手ヲ支給スルコト。

8. 充分調査、上、相当規定ヲ設ケル